報　告　第　３　号

損害賠償の額を定める専決処分報告の件

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和４年２月２１日提出

摂津市長　森　山　一　正

専　決　第　３　号

損害賠償の額を定める専決処分の件

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和４年１月２０日専決

摂津市長　森　山　一　正

１　事　　故　　名　　道路管理瑕疵による車両損傷事故

２　事故発生状況　　令和３年１２月５日（日）午後０時１５分頃、摂津市鳥飼上五丁目３番地先、市管理道路において、舗装表面が剥離してできた穴の上を相手方車両が走行した際に、当該車両の左前輪タイヤ及びホイールを損傷させたもの

３　損害賠償の相手方　　[redacted]

４　損害賠償の額　　４，５２０円

５　過失割合　　本市　２０％　　相手方　８０％